

救助訓練も実施

六月は災害装備の整備月間

今年の梅雨は？

情報通信網を確立

管轄区域内の水防を充分に果すべき責任を有するとあり、水害予防組合の設置されていない区域では水防に関する事務を共同処理する市町村組合が責任をもち、この市町村組合も設置されていない区域では市町村がその区域内の水防を充分に果さなければならないということになっています。

次に居住者等の義務は水防管理者、水防団長又は消防機関の長より要請があった場合は直ちに協力し水防に従事しなければならぬと定められています。又、水防法には水防団員が公務によつて死亡したり負傷したり、或は病氣にかつたりした場合の補償についてもきめてあります。即ちその水防団員の属する水防管理団体、水害予防組合、市町村組合又は市町村が、団員や、遺族、被扶養者に補償しなければならないことになっています。

消防団と水防の関係

それから、昨年或る消防団員の方から消防団がなぜ水防時に出勤せねばならぬか、水防団の説明をとの投書がありお答えしましたが、こゝでもう一度説明致しますと、水防法が設けられるまでは「消防組織法」の中に消防機関が水防の任務をもつようにきめてあり、又、「消防法」では水防活動についても規定してあります。その後水防法の制定により、「消防組織法」における消防機関の水防

の任務はそのまゝではあります。が、「消防法」の水防活動に関する規定は削られて水防法によることとなつたわけです。

水防法制定の際に消防機関と別個に水防組織を作ることについては、最も論議の集中した点でした。然しながら、消防活動と水防活動の本質的な差異、過去の沿革或は消防は機械化の一途をたどり人員の減少が予測されるのに対して、水防においては、このような変化は早急に予測し得ないという事情もあるので消防機関とは別個に水防団の設置が認められることとなつたのです。こんなわけで、水防団を設けてもよいように定められているのです。「消防組織法」においては、市町村は消防機関を設置しなければならぬ義務を負っており、水防団を設けていない場合は水防も消防機関の任務として残されているのです。

しかし、消防機関だけでは水防が十分行われない場合には水防団を設置することが妥当であり、反対に消防機関が水防の責務を十分果せる場合にまでも水防団を設置することは機構の重複をきたしかつて水防の効率を低めることとなるので当を得た措置ではないでしょう。郷土は私達の力で災害から護りぬかねばなりません。雨期を目前にひかえ県の水防本部も万全をつくし国土保全に、そして民生完定の力を尽していますので、県民の皆さんの御協力をお願いします。

県下における気象災害は、梅雨期の水害と台風期の潮害を含む風水害がその大部分で今年の異常気象を長期にわたつて、かつ具体的に適確に判断することは、専門家であっても難かしい事ですが、関係方面の統計や資料から割出して見ると今年には雨の多い年で、梅雨期の降雨量は昨年より少ないが、平年よりやや多く、末期には一時的に大雨の伴うことが予想され、また、台風についても二、三回は上陸が見込まれ、何れにしてもこの後のいわゆる「災害シーズン」には或る程度の被害は避けられないものと予測されます。

そこで、県警察本部では、五月二日県下署長会議、五月八日県下各署担当係(課)長会議を開催して、本年度の災害警備態勢の整備に関して所要の指示を与えるとともに、六月をその整備月間と定めて強力に推進することにしております。

県下全域の駐在所、派出所まで通ずる専用有線電話と、主要警察(北、南、川尻、玉名、荒尾、山鹿、宮地、小国、高森、御船、八代、人吉、本渡)十三カ所に常設の固定・移動の無線機のほか、非常災害発生のおそれある重要地域に対しても、近く無線機を配置し、更に災害発生した場合は有線・無線機を増置しまたはこれらを転用して県下の通信網を形成して有機的に運用することにしております。

なおそのほか、アマチュア無線の協力も願つて大いに日頃の腕前を發揮してたくく計画もたてています。

そうして、これらは、災害発生前には定点の降雨量、河川の増水状況(水位)危険地域地点等の情報連絡にあたり、災害発生後は以上のほか、被害、避難、救助等の措置情報の通報連絡にあたらせることとしております。

装備資材も整備

県本部及び警察署で保有する救助用の装備資材の主なるものは

- 救命ボート(ジラルミン製) 3隻 (13名収容 2隻、20名収容 1隻)
- ゴムボート 10隻 (10名収容9隻、20名収容 1隻) 救命索発射用具 2組 (到達距離約200mのロープ発射)
- 救命胴衣 100組
- 投光器 13組

救助訓練も実施

警察に配分しているほか、関係署では駐在所に至るまでロープ、タイヤ・チェーン等を救助用として常備しておりますが、本年度は特に昨年度の大水害時の教訓にかんがみ更に二〇名収容の折畳式ボート一〇隻とこれらに備付けるエンジン五台を近く購入して、いざという時に偉力を発揮させることになっております。

自衛隊との連携は？

県本部において収集した情報を、有線電話により自衛隊北熊本駐とん部隊に連絡するとともに、特況によつては県本部に有線または無線の連絡班の派遣を要請し、双方の連絡の緊密化を図ることとしております。

簡易イカダの組立訓練

(1)警察署自体による雨量の観測
熊本市内三署を除く各署に簡易雨量計を備え付け、毎日の降雨量を記録し注意報発令以後は二時間毎に測定し情況判断の資料とします。

(2)本部署員の待機

「大雨警報」または「暴風雨警報」が発令されると、本部または各署員は特別の場合を除き自主的に各所属部署に参集待機し、何時でも出動できる様にしていきます。

皆さんへの御注意

- 一、ラジオ、新聞、その他警察や関係機関で災害情報について広報活動を行いますので、自主的な情況判断なり、または現場の関係者の指示に従つて行動して下さい。停電になりますとラジオは聞けなくなり、携帯電話やラジオをお持ちの方はこれを利用して情報の入手に努めて下さい。
- 二、最近の大雨の被害では、山くずれや崖くずれ等によるものが非常に多いようです。このような被害発生の危険ある地域、場所に住んでおられる方は特に注意が肝要です。
- 三、ホリドール等危険な農薬品を保管される組合や薬店は崖くずれや、家屋の倒壊等のためこれら危険な薬品が附近や下流に流れますと危険な状態に陥るばかりでなく、救助活動の邪魔になりますので逸散しないようにその保管に御注意下さい。
- 四、災害に伴う「ドサクサ」に乗じて窃盗その他いろいろの犯罪が起りがちです。盗難被害に遭った場合は犯罪防止に御協力願います。
- 五、風水害時には、配電線が切れることがありますので、これをとり除くため不用意に触れて死んだり、火傷をしたりする被害が昨年数件ありました。



人命救助訓練

素人の方は断線した配電線に絶対ふれずに配電会社や、電気工事の技術者に連絡して取り除くことが必要です。また、水気がある場合このような処に素足で近づくことも危険です。

六、大規模の災害が発生したときは人心を惑わしたり不安に陥れるような流言が飛びまわりますので、これらに動揺したり惑わされたりしないよう心掛けて下さい。